

募集型企画旅行条件書（海外旅行）

【ご案内】 本条件書は、当社が企画・実施する海外募集型企画旅行共通の取引条件となります。各ツアーの具体的な旅行目的地、旅行日程、旅行代金、最少催行人員、利用予定航空会社、宿泊施設（ホームステイ等）及びプログラム内容等につきましては、各ツアーの募集チラシ・パンフレット・Webサイト及び最終旅程表（確定書面）の記載によります。

本条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面であり、旅行契約が成立した場合には旅行業法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

第1条 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、株式会社ワールドアベニュー（以下「当社」といいます）が企画・実施する募集型企画旅行契約の取引条件を説明するものです。本条件書に定めのない事項については、当社の[標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）](#)（以下「約款」といいます）によります。

第2条 募集型企画旅行契約

- この旅行は、当社が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、各ツアーのパンフレット・Webサイト、出発前にお渡しする確定書面（最終旅程表）及び約款によります。

第3条 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- お客様は、当社所定のWeb申込フォーム又は申込書に必要事項を入力又は記入し、以下の表に定める申込金又は旅行代金全額を添えてお申し込みください。申込金は、旅行代金、取消料又は違約料の一部として取り扱います。

旅行代金（お一人様）	申込金（お一人様）
75万円以上	15万円
50万円以上75万円未満	10万円
25万円以上50万円未満	5万円
25万円未満	旅行代金の20%

※各ツアーの具体的な申込金額は、募集チラシ・パンフレット・Webサイトの記載によります。

- 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込金又は旅行代金全額を受理した時に成立します。ただし、次項に定める通信契約の場合を除きます。
- 当社が取り扱う「通信契約」とは、当社又は当社の旅行を代理して販売する会社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員から、電話、インターネットその他の通信手段による申込を受けて締結する旅行契約であって、旅行代金・取消料等の支払い及び払戻しについて、それぞれの支払義務又は払戻義務を

履行すべき日以降に、提携会社のカード会員規約及び約款に定める方法により決済することを、お客様があらかじめ承諾するものをいいます。

4. 通信契約をお申し込みの場合は、第1項に代えて、ツアー名、旅行開始日、カード会員番号その他当社が指定する事項を、当社所定の方法でお知らせください。通信契約の成立時期は、当社が契約締結の承諾通知を発信した時点とします。なお、電子承諾通知による場合は、当該通知がお客様へ到達した時に契約が成立するものとします。
5. 電話又はインターネット等による予約の受付のみでは、旅行契約は成立しません。予約後、当社が指定する期間内に、第1項又は第4項の申込手続を行ってください。期間内に所定の手続が行われない場合は、予約がなかったものとして取り扱います。

第4条 お申し込み条件

1. **参加対象年齢:** 各ツアーで設定された対象年齢（パンフレット・Webサイト等に明示）を満たしていることが条件となります。
2. **親権者の同意:** 参加者が未成年者の場合、親権者（保護者）の同意が必須となります。
3. **健康状態・アレルギー等:** 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を害している方、車椅子その他の器具をご利用の方、心身に障がいをお持ちの方、動物アレルギー（犬・猫等）や食物アレルギーをお持ちの方、妊娠中の方、拒食症・過食症等の既往がある方は、現地での安全な生活や手配の可否を確認するため、お申し込み時に必ずその旨をお申し出ください。
4. 海外のホームステイ先や滞在施設では、ペット等を飼育している家庭が多くあります。申告漏れにより現地で発生したトラブル・損害について、当社は責任を負いかねます。
5. 当社は、現地事情や受入機関の要件等に基づき、安全な旅行の実施が困難と判断される場合、お申し込みをお断りするか、又は同伴者の同行等を条件とする場合があります。
6. 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。
7. 当社は、お客様が以下に該当する場合、申込をお断りすることがあります。
 - お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めるとき
 - お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき
 - お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき
 - お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき

第5条 契約書面と最終旅程表（確定書面）の交付

1. 当社は、契約成立後速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面（本条件書等）を交付します。
2. 確定した旅行日程、利用運送機関及び宿泊機関名が記載された最終旅程表（確定書面）は、遅くとも旅行開始日の前日（出発日の7日前～前日）までに交付します。

第6条 旅行代金

旅行代金とは、募集広告やパンフレット等に「旅行代金として表示した金額」及び「追加代金」の合計額から「割引代金」を差し引いた額をいいます。この額は、第3条の「申込金」、第12条の「取消料」、第13条の「違約料」、及び第21条の「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

第7条 旅行代金のお支払い

旅行代金の残額（旅行代金から申込金を差し引いた額）は、各ツアーで指定する期日（原則として旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日より前）までに全額お支払いいただきます。旅行開始日からさかのぼって30日目以降に申込をされた場合は、申込時点又は旅行開始日前の当社指定の期日までに全額お支払いいただきます。

第8条 旅券（パスポート）・査証（ビザ）及び渡航手続について

1. **旅券（パスポート）**：ご旅行に必要な旅券（渡航先国が定める必要な残存有効期間を満たすもの）はお客様ご自身の責任でご用意ください。
2. **査証・電子渡航許可（ビザ等）**：渡航先国が定める査証（ビザ）や電子渡航許可（オーストラリアETA、アメリカESTA、カナダeTA等）の取得手続きは、お客様ご自身（保護者様）の責任で行っていただきます。
3. お客様の渡航書類の不備等によりご出発できない場合、当社は責任を負いかねます。その場合の契約解除につきましては、所定の取消料（第12条）を申し受けます。

第9条 旅行代金に含まれるもの

各ツアーのパンフレット及び旅行日程表に明示された以下の費用が含まれます。お客様のご都合により、旅行サービスの一部を任意に利用されなかった場合は、原則として当該部分の払戻しはいたしません。ただし、約款に基づき旅行代金の減額又は払戻しが生じる場合を除きます。

- **航空運賃**: 明示された区間の航空運賃（燃油サーチャージ及び各種空港諸税・空港施設使用料含む）
- **宿泊費用**: ホームステイ、寮、ホテル等の滞在費
- **食事費用**: 日程表に明記された食事費用
- **研修・現地プログラム費用**: 研修校（語学学校・大学等）の授業料、アクティビティ代、アクティビティ時の現地移動費、空港送迎費
- **現地サポート費用**: 同行スタッフ・現地スタッフ等のサポート費用
- **現地機関へ支払う際の海外送金手数料**

第10条 旅行代金に含まれないもの

第9条のほか、旅行日程表に記載のない費用は含まれません。その一部を以下に例示します。

- 日本国内の自宅から発着空港までの交通費及び前日・後日宿泊費
- 個人的性質の諸費用（プランに含まれない飲食代、電話代、洗濯代、お土産代など）
- 超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超える分）
- 運送機関の課す付加運賃・料金
- 旅券手数料及び査証（ビザ）・電子渡航許可等の申請費用
- 海外旅行保険料
- 特別な配慮に要した費用

第11条 旅行内容及び旅行代金の変更

1. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行の安全かつスムーズな実施を図るため、やむを得ないときはお客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明し、旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行契約の内容を変更することがあります。緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明する場合があります。
2. 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定された場合（燃油サーチャージ等の大幅な増減額含む）、当社は標準旅行業約款に基づき旅行代金を改定（追加請求又は払戻し）することがあります。

第12条 お客様による旅行契約の解除（取消料）

お客様は、いつでも以下の表に定める取消料をお支払いいただくことで旅行契約を解除することができます。

<取消料スケジュール（海外旅行）>

解除の時期（申し出日）	取消料 通常期	取消料 ピーク期（※1）
旅行開始日の41日前まで	無料	無料
旅行開始日の40日前～31日前	無料	旅行代金の10%
旅行開始日の30日前～3日前	旅行代金の20%	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日～当日の旅行開始前	旅行代金の50%	旅行代金の50%
旅行開始後の解除・無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

上記にかかわらず、当社による重要な契約内容の変更、約款第14条第1項に基づく旅行代金の増額、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きい場合、確定書面が所定の期日までに交付されない場合、その他約款第16条第2項に定める場合には、お客様は旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。また、旅行開始後にお客様の責に帰すべき事由によらず旅行サービスを受けられなくなった場合の解除及び払戻しは、約款第16条第3項及び第4項によります。

※1「ピーク期」とは、12月20日～1月7日、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日を指します。

※「〇日前」とは、旅行開始日の前日より起算してさかのぼった日数を意味します（例：8月20日ご出発の場合、8月19日を1日前、7月21日を30日前とします）。

- キャンセルの申し出は、当社の営業時間内（木曜定休 10:00～19:00）に受理した時点を基準とします。営業時間外の連絡は翌営業日の扱いとなります。定休日（木曜日）前日の営業時間外（水曜日19:00以降）に送信された電子メール・Web申出等は、翌営業日（金曜日）の受付扱いとなりますので、取消料の適用日区分にご注意ください。
- 払戻しに伴う振込手数料はお客様負担とさせていただきます。

第13条 当社による旅行契約の解除（旅行開始前・催行中止）

1. 参加人数が各ツアーのパンフレット等に明記した最少催行人員に達しない場合、当社は旅行の催行を中止することがあります。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目（ピーク時にあつては33日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知し、お預かりしている旅行代金の全額を払戻しします。なお、旅行代金

に含まれない費用で、お客様が別途支払われた旅券取得費用、査証・電子渡航許可の申請費用等は、この旅行代金の払戻しには含まれません。

2. 以下いずれかに該当する場合、当社は契約を解除することがあります。
 - お客様が指定期日までに旅行代金を支払われないとき、又は申込内容に虚偽が判明したとき
 - お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき
 - お客様が病気その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めるとき
 - お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき

第14条 当社による旅行契約の解除（旅行開始後）

1. 旅行開始後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって旅行の継続が不可能となったとき、お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないと認められるとき、又は団体の行動秩序を乱し旅行のスムーズな実施を妨げたとき、当社は旅行契約の一部を解除することがあります。
2. 前項に基づき契約が解除された場合、当社がお客様に提供しなかった旅行サービスに係る費用から、当該サービスに関して発生した取消料・違約料等を差し引いた額を払戻しします。

第15条 旅行代金の払戻し

1. 当社は、約款及び本旅行条件書に基づきお客様に払い戻すべき金額が生じた場合、旅行開始前の解除による払戻しについては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払戻しについては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻します。
2. 通信契約の場合は、前項に定める期限までに払戻金額をお客様に通知し、提携するクレジットカード会社のカード会員規約に従って払戻します。この場合、お客様に当該通知を行った日をカード利用日とします。

第16条 旅程管理

当社はおお客様の安全かつスムーズな旅行の実施を確保するため、以下の業務を行います。

- お客様が旅行中、旅行サービスを受けられない恐れがあると認められるときは、代替サービスの手配を行うこと。
- 集合場所における受付、添乗員又は現地スタッフによる同行・誘導を行うこと。

第17条 添乗員等の業務・役割

1. パンフレット等に「添乗員同行」又は「スタッフ同行」と記載されたツアーには、全行程において当社のスタッフ又は添乗員が同行します。
2. 同行者は、旅行日程をスムーズに実施するための業務を行います。現地研修中の個別指導や私的な個人の世話をを行うものではありません。

第18条 当社の責任及び免責事項

1. 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。
2. **免責事項:** お客様が以下のような当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られた場合、当社は責任を負いません。
 - 天災地変、戦乱、暴動、感染症、又はこれらによる旅行日程の変更・中止
 - 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、遅延、不通、過剰予約（オーバーブッキング）等

- 官公署の命令、外国の出入国規制、隔離等の措置
- 自由行動中・ホームステイ滞在中の個人的な事故、疾病、盗難、紛失
- お客様がアレルギー・持病等の重要事項を申し出なかったことによるトラブル

第19条 特別補償

当社は、第18条第1項の規定に基づく当社の責任が発生するか否かを問わず、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、約款の「特別補償規定」に基づき補償金及び見舞金を支払います。

第20条 お客様の責任

1. お客様の故意又は過失により当社が損害を被った場合、お客様はその損害を賠償しなければなりません。
2. お客様は、旅行契約の締結に際し、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
3. お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された内容と異なる旅行サービスが提供されたと認識した場合、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

第21条 旅程保証

当社は、以下に定める契約内容の重要な変更が生じた場合、同表の率に基づき変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、天災地変、戦乱、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供中止などに起因する変更を除きます。変更補償金の限度額は、お客様1名につき1旅行当たり旅行代金の15%とします。また、変更補償金の額が1,000円未満の場合は支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率（％）	
	旅行開始前	旅行開始後
1) 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2) 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3) 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りします。）	1.0	2.0
4) 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5) 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6) 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7) 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8) 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9) 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

※1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

※2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

※3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

※4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

※5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

※6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

第22条 個人情報の取り扱い

当社は、お申し込みの際に提出された個人情報について、お客様との連絡や航空会社・現地ホームステイ受入機関・現地手配会社等への手配手続きに必要な範囲内で利用・提供いたします。詳細については当社の「プライバシーポリシー」をご確認ください。

第23条 管轄裁判所

本旅行契約に関する紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条 旅行条件・旅行代金の基準日

本旅行条件及び旅行代金の基準日は、パンフレット・Webサイト等に個別に明記された基準日（又は改定日）によります。

第25条 参加同意書及び関連規程への同意

未成年者のご参加にあたっては、別途当社が定めるプログラム参加同意書及びキャンセル規定の内容をご確認いただき、保護者様の同意・署名が必要となります。

第26条 その他（会社情報・お問合せ）

1. 旅行企画・実施会社

名称：株式会社ワールドアベニュー

登録番号：観光庁長官登録旅行業第1-2162号

所在地：〒162-0843 東京都新宿区市谷田町2-7-15 市ヶ谷クロスプレイス8階

2. 取扱営業所・お問い合わせ窓口

営業所名：株式会社ワールドアベニュー

所在地：上記所在地と同じ

電話番号：0120-623-385

メールアドレス：japan@world-avenue.co.jp

営業時間：10:00～19:00（木曜定休）

3. 旅行業務取扱管理者

総合旅行業務取扱管理者：小川俊子

旅行業務取扱管理者は、お客様の旅行を取り扱う営業所における取引の責任者です。本旅行契約に関する担当者の説

明にご不明な点がある場合は、上記窓口を通じて旅行業務取扱管理者にご質問ください。お客様のご依頼があれば、当該旅行業務取扱管理者が最終的に説明を行います。

4. 弁済業務保証金

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証社員です。当社と旅行契約を締結したお客様は、その取引によって生じた債権に関し、同協会が供託する弁済業務保証金から、法令に定める範囲で弁済を受けることができます。